

○委員長（山本順三君） ただいまから予算委員会を開会いたします。

公聴会の開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

令和四年度総予算三案審査のため、来る三月八日午前九時に公聴会を開会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認めます。つきましては、公述人の数及び選定等は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山本順三君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（山本順三君） 令和四年度総予算三案に関する理事会決定事項について御報告いたします。

本日は、一般質疑を四十分行うこととし、各党派への割当て時間は、立憲民主・社民十九分、国民民主党・新緑風会七分、日本維新の会七分、日本共産党七分、質疑順位につきましてはお手元の質疑通告表のとおりでございます。

○委員長（山本順三君） 令和四年度一般会計予算、令和四年度特別会計予算、令和四年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。小西洋之君。

○小西洋之君 立憲民主の小西でございます。まず、ウクライナ情勢から質問をいたします。岸田大臣に伺います。

昨日、報道等で、プーチン氏が戦略核について臨戦態勢を整えたというような動きがあるというようなことです。許されざる暴挙だと思いが、大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣（林芳正君） 外務大臣の林芳正でございます。

二十八日、ロシア国防省は、シヨイグ国防大臣がプーチン大統領に対してロシア軍の抑止力部隊における戦闘当直態勢の開始について報告をしたと発表した旨承知しております。

今回のロシアによるウクライナ侵略、これは力による一方的な現状変更の試みでありまして、国際秩序の根幹を揺るがす行為でございます。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をするところでございます。

こうした考えに立って、多くの国々が特に経済分野を中心に対口制裁措置を導入しているところでございますが、その文脈でロシアが核抑止力に

言及したことについては、情勢の更なる不安定化につながりかねない危険な行動であると認識しております。

核兵器は、もう私から申し上げるまでもなく、一旦使用されると広範囲で多大な惨禍をもたらすわけでございます。唯一の戦争被爆国であり、核兵器の非人道性を知る我が国として、核兵器が万が一にも用いられるようなことがあってはならないと考えておりました、そのことを強く訴えていきたいと考えております。

○小西洋之君 失礼いたしました。外交防衛委員会で五年半にわたりました岸田当時外務大臣と厳しく対峙をしております、失礼いたしました。

林大臣、参議院の憲法審査会長として、良識の府を代表する大先輩ということで敬意を表させていただきます。ただ、重ねて林大臣に伺わせていただきます。

岸田総理は、今回のロシアの行為を侵略と断じ、また明白な国際法違反であるというふうに言っておりますが、具体的にどの国際法のどの条文に違反するのでしょうか。不戦条約あるいは国連憲章に違反すると思えますが、大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣（林芳正君） 今般、ロシアがウクライナの同意なくウクライナ領域内に軍隊を派遣し軍事行動を行ったということは、国連憲章第二条

四が禁じる違法な武力の行使であり、重大な国際法違反であります。今回のロシアによるウクライナ侵略は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為であります。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難をいたします。

○小西洋之君 昨日、この委員会の場で、明文の禁止規定が国際法にないというような暴論がなされておりましたが、今、日本政府の見解が示されました。非常に、世界に向かって重大な見解であるというふうに思います。

では、重ねて林大臣に伺います、政府に、外務省に伺いますけれども、憲法の平和主義というのはどのようなものであるかということと、その中に、日本国民は、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する、全世界の国民が、恐怖と欠乏から免れて、平和のうちに生存する権利を有することを確認するといった言葉がありますが、そういう言葉の意味も説明しながら、憲法の平和主義についての説明をお願いいたします。

○政府参考人（遠藤和也君） お答え申し上げます。

日本政府といたしましては、憲法の基本原則の一つである平和主義について、憲法前文第一段及び第二段においてその立場に立つことを宣明し、憲法第九条がその理念を具体化したものと解して

おります。

委員御指摘の憲法前文第二段第一文に規定する人間相互の関係を支配する崇高な理想とは、友愛、信頼、協調というような、民主的社会的存立のために欠くことのできない、人間と人間との関係を規律する最高の道徳律をいい、同文に規定する深く自覚するとは、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚した結果、自ら進んで決意したことを示したものであり、憲法前文第二段第三文に規定する恐怖と欠乏とは、平和のうちに生存する権利の言わば対極にある戦争によってもたらされる様々な惨禍などのことをいうものと解しております。

○小西洋之君 ありがとうございます。

では、林大臣に伺います。

今説明がございましたが、憲法の前文で、我ら、日本国民は、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。戦争による恐怖と欠乏から免れたい趣旨であります。この趣旨ですね、憲法の理念は、当然ウクライナ国民に及ぶと考えてよろしいでしょうか。これが一つ。

で、もう一つのこの平和主義ですね、日本国民は、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するというふうにあります。これについては、友愛や信頼、協調というような、民主的社会的存

立のために欠くことのできない、人間と人間との関係を規律する最高の道徳律というふうに言われております。

これを考えると、ロシアの侵略が起きたとき、今般ですね、その直後から、日本はもとより世界中で、もうロシアの国内からも、このロシアの侵略行為に対するこの反対の声、そしてウクライナ国民の命と尊厳への思い、そしてウクライナ国民への連帯への思いという声が世界中から沸き起り、そうした声が、日本政府を始めとする世界各国、経済制裁等々の動きをつくっているとも考えられます。

そうすると、この憲法の、人間相互の関係を支配する崇高な理想を日本国民は深く自覚する、まさにこの理念の表れとして今世界のこういう動きがある、そのように考えることもできると大臣としてお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。

○国務大臣（林芳正君） 小西委員には、参議院の憲法審査会時代、大変にお世話になりました、御高説を賜ってきたところでございます。おかげさまで、今回も改めて、このウクライナの事態に際して、憲法の前文というものを改めて触れさせていただく機会をいただいたわけでございます。

この前文に、今引いていただいたように、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有するこ

とを確認する。」と、この文言でございしますが、これは、全世界の国民は基本的人権が維持され、保障されるための条件である平和を享受する権利を有していることを述べたものと解しております。全世界の国民には当然、今委員がおっしゃったようにウクライナ国民も含まれるというふうに解されると考えます。

国民の命と平和な暮らしを守ることは政治の最大の責務でございます。いかなる事態においてもこの国民に対する責任を全うしなければならぬと認識しております。そして、外交面において国際社会の安定と繁栄に資する外交を推進するということが必要であると認識をしておるところでございます。

先ほど申し上げたとおりですが、今回のロシアによるウクライナ侵略、これ力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為でございます。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、激しく、厳しく非難するところでございます。

今、この、私も読み上げました日本国憲法の前文に示されている理念にのっとって対処していきたいと思えますし、昨今、SNS等いろんなツールもございしますので、こういうものも活用しながらしっかりとこの理念を発信していければと思っております。

○小西洋之君 平和憲法のですね、憲法の平和主義の理念に基づいてこのウクライナの事態に対処し、また、その理念について世界に発信すると思うすばらしい答弁をいただいたというふうに思います。

では、重ねて大臣、問いの六番でございますけれども、今、国連総会で、安保理では拒否権をロシアが発動して否決されましたけれども、国連総会でロシアの非難決議の今動きが始まっているところと理解しております。一つの考えとして、多くの賛同国が集まって決議を採決されること、また、そのために日本国が主導的な役割をすることを是非期待、要請をさせていただきたいと思えますが、同時に、その非難決議に賛同した国々が是非、我が日本では、今日は衆議院、そしてあしたでは、明日は我が参議院の本会議でこのロシアに対する非難決議を採択することになっておりますけれども、そうした国連総会決議に賛同する国々がそれぞれの国の国会などの最高機関でまた同趣旨の決議をするというような働きかけを、できればその総会決議の案文の中に入れるとか、そういう仕掛けをしてはいかがかということを私、外務省に御提案をしていたんですが、そうした提案の受け止めと今の状況等々について、大臣の答弁をお願いいたします。

○国務大臣（林芳正君） 委員から今お話があり

ましたように、国連安保理決議に基づいて、日本時間で本日は、ウクライナに関する国連総会の緊急特別会合が開始されたところでございます。我々としては、ロシアによるウクライナへの侵略を厳しく非難するという、この現下のウクライナ情勢に関する我が国の基本的な立場に基づきまして、今回の特別会合における総会決議の成立に向けて積極的に各国と協力してきております。昨日も私のところにASEANの大使の皆様方集まっていたございまして、そういうようなこの活動をしたところでございます。

今、まさにこの極めて限られた時間の中で多数の国でやり取りが行われているところでございまして、決議内容に関わる交渉の具体的なやり取りについてはお答えを差し控えたいというふうに思いますが、その上で、今、小西先生からありましたように、我が国の国会でもウクライナ侵略を非難する決議、今日が衆議院で明日が参議院というふうな、予定だと承知しておりますが、各国議会によってそうしたロシアに対する強い姿勢が示されるということには重要な意義があると考えております。

○小西洋之君 ありがとうございます。努力していただきたいと思えます。

では、コロナ対策、医療問題について伺います。政府参考人に伺いますが、大阪府が設置したイ

ンテックスという大規模臨時医療療養施設がありますが、その中等症病床の医療従事者の人数についてのこの間の状況について、特に政府支援発表の二月九日の段階ではゼロ人だったというふうに聞いておりますが、その状況について答弁をお願いいたします。

あと、委員長、外務大臣と外務省、退席をお願いいたします。

○委員長（山本順三君） それでは、外務大臣は退席されて結構でございます。外務省もどうぞ。

○政府参考人（伊原和人君） お答え申し上げます。

大阪府に確認したところ、インテックス大阪の中等症患者用病床二百床を運用する医療従事者につきましては、令和四年二月九日時点では当該部分は稼働していないため、医療従事者はおりませんでした。

御質問の令和四年二月十五日時点及び二月二十八日時点では十人、それ以降はフェーズに応じて増やす予定となっているとございませう。

○小西洋之君 これは、総選挙前に大阪府が我が国初の大規模施設として鳴り物入りで、まあ吉村府知事は自らベッドに横たわるようなパフォーマンスをしておりますが、国が全部これ今支援しているんですね。自分では医療従事者は集められなかった、中等症のこの二百床がゼロであったと

いうことを指摘を、という答弁でございました。

では、政府参考人に伺いますが、感染症法の十六条の二という条文がありまして、こういうもう非常時において医療従事者を集めるために都知事が、知事らが要請をする条文がありますが、この条文は第六波で発動されたことがありますでしょうか。

○政府参考人（佐原康之君） お答えいたします。

厚生労働省が把握している限りでは、七の自治体が感染症法十六条の二に基づく協力要請を行っており、また、厚生労働省としては昨年八月二十三日に都内の医療関係者に対して都知事と連名で協力要請を行っております。

○小西洋之君 では、大臣に伺います。

現下の情勢で、この感染症法の十六条の二の要請というものを私は大きく広く行う必要があるんじゃないかというふうに考えるところでございませう。デルタ株のときはたしか八月の二十三日です。もう爆発して多くの方々が亡くなっている後に当時の厚労大臣と都知事が一緒に立って要請を行いましたけれども、今、まだ死者数は増えており、重症者の数は高止まり、またステルスオミクロンなどの脅威も今言われておりますから、とにかく命を、救える命を守るという国家全体の体制をつくるためにこうした要請を行うべきであると思っております、大臣の見解をお願いいたします。

○国務大臣（後藤茂之君） 今、小西委員からの御指摘でございますけれども、足下では全国的にオミクロン株の感染拡大のペースが落ち着き始めていることや、重症者の絶対数についてもピーク

時の七割弱にとどまっております、全体として見ると必要な医療を厳しいながらも提供している状況であるというふうには考えております。こうした状況から、厚生労働省としては、直ちに協力要請を行う状況にはないと考えています。

ただし、感染症法第十六条の二に基づく協力要請は、緊急事態宣言中か否かにかかわらず各都道府県が自ら判断し単独で行うこともできるため、必要に応じて各都道府県が要請を行うということをご想定をいたしております。

○小西洋之君 前回の予算委員会でも指摘して、もうずっと専門家も報道も言っておりますが、今もう致死率、第六波では致死率が重症化率を上回っているんですね。肺炎という重症化にならなくても基礎疾患が増悪して亡くなっている方が増えている状態でございますので、その方々が高齢者施設や自宅などで医療が届かない状況でございませうから、であれば、ある医療資源全てに要請を掛けるというのが私はあるべき政策であるというふうに思う次第でございます。

政府参考人に確認だけ求めたいんですが、このコロナが起きてから政府が各都道府県に出してい

る、検査体制、保健所の体制、医療の体制をつくらせてくださいと要請している事務連絡があるんですが、この根拠条文というのは地方自治法の条文だけでということでしょうか。

○政府参考人（佐原康之君） お答えいたします。御指摘の事務連絡は、地方自治法第二百四十五条の四第一項に基づく技術的な助言として発出をしたものでございます。

○小西洋之君 この問題は昨年からの予算委員会でも取り上げていますが、この国難のコロナに対するその医療等の体制づくりが法律がないんです。地方自治法に基づく事務連絡だけでやっているんです。何の法的な義務もない。そんなことで国民の命を左右し、そして経済を危険にさらす、そんなことをずっと我が国は続けているんです。医療体制確保法、新型コロナウイルス医療体制確保法といった法律が必要であるという提言をしているので、政府、閣法で出す、あるいは与党、呼びかけに応じていただきたいと思います。

厚労大臣に伺いますが、法律がないのでやむを得ず、昨年、特措法の改正の際に、二月三日に参議院で附帯決議が成立しております。これが私が起草した、一言一句起草した附帯決議ですが、こうした重なる波の、感染拡大の反省、それぞれの反省を踏まえて、再びそうした感染拡大が生じないように、それを抑え込むために、そして仮に生じ

た場合でも、救えるはずの命、そして暮らし、経済を守るために、国が戦略的な体制づくりの基本方針をつくり、その下で県が計画的な計画づくりを行い、それをPDCAサイクル等々を回すなどして実効性のある仕組みをつくっていくという決議ですが、この決議に基づいて第六波の体制づくり、医療等を行い、そして第七波についてもこの附帯決議に基づいて行っていくという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣（後藤茂之君） 今、委員が御指摘になりました内閣委員会、特措法附帯決議の二十四、PDCAサイクルをしっかりと回して、そして体制を整えていけという御提言でございます。

それにつきましては、政府としても全体像というものを明示して、そして地方に対してそれを落として、そしてオミクロン株に応じてそれを修正していくと。そして、今必死になって努力をしているという意味では、PDCAサイクルをまさにしっかりと回しながら対応に、整えていきたいというふうに思っております。（発言する者あり）踏まえてやらせていただきます。

○小西洋之君 じゃ、大臣にもう一度、附帯決議を踏まえて第六波の体制づくりを頑張ったか、そして第七波、また来ることが想定されます。第七波に当たってもこの附帯決議の趣旨を踏まえて全力で取り組むか、そのことをお答え、附帯決議と

の関係聞いております。

○国務大臣（後藤茂之君） 政府としては、附帯決議を踏まえてしっかりとやらせていただきたいと思います。

○小西洋之君 野党は批判ばかりという間違った報道が、等がございますけれども、国民の命とそして暮らし、経済を守るための体制づくりが、野党が起草して成立した国会決議、これが唯一の国会の意思で、ほかには何もありません。これに基づいて行っているということ指摘させていただきたいと思っております。

前回の私の質疑でも明らかのように、残念ながらこの附帯決議の趣旨、第六波は生かされておられませんでした。十一月の十二日に政府がつくった全体像の中では、元々、そもそも高齢者の皆さんのワクチンの抗体の効力が冬に減衰する、そのことを勘案していないと、夏と同じ力を持っているというような前提でつくっている、これはもう附帯決議の趣旨に反することでございますので、第七波はこうした過ちを犯さないように、附帯決議の趣旨をしっかりと踏まえて、政府に対して取組をお願いしたいと思います。

厚労大臣に伺いますが、附帯決議で頑張っているかどうか今現状ないんですが、やはり私は法律が必要だと思っております。十二月には、感染症法についてこういう改正をすべきではないか、厚労

省の審議会でも案が提案をされておりました。第七波がまたいつ来るか分かりません。この通常国会でこの必要な法改正を行って、より実効的な医療体制構築などの仕組みをつくる必要があると思うんですが、そうお考えにならないでしょうか。簡潔にお願いいたします。

○国務大臣（後藤茂之君） 委員御指摘の感染症法の改正につきましては、デルタ株による感染拡大における対応を踏まえて、医療資源確保のための法改正などを想定してもちろん準備を進めてきております。

しかしながら、デルタ株と特性が大きく異なるオミクロン株の発生及び世界的な感染拡大を受けまして、感染症法改正案については、法改正の内容に関しましては、病床、医療人材の確保などについてより実効性のある措置としていくためにはオミクロン株への対応状況も踏まえることが適切であること、従来のウイルスと比較して格段に強い感染力を持つオミクロン株の急速な流行という新たな状況に直面する中で、政府としては、昨年十一月の全体像を着実に稼働させることを含めて目下の対応に注力していく必要があること、そうしたことから、目下の危機対応をいつつ、本年六月の司令塔機能の強化と、また感染症法の医療資源確保の関連の改正等も含めて抜本的強化策の取りまとめに向けて検討を進めていくという方針

でございます。

○小西洋之君 立憲民主党はまさに最悪の事態に備えて国民の命と経済を守るために感染症法の改正などを国会に提出していることを申し上げるとともに、それには是非応じていただきたいことを要請を強くいたします。

厚労大臣に伺います。

今日は三月の一日でございますが、二月末までに終わることを目指すと言っていた高齢者のワクチン接種ですね、高齢者個人、また高齢者施設、今状況どうなっていますでしょうか。終わっていないのであれば、高齢者の皆さんのワクチン接種、二月末に代わるいつまでに終わらせるという目標を政府として打ち出すのでしょうか。答弁お願いいたします。

○国務大臣（後藤茂之君） 六十五歳以上の高齢者で新型コロナウイルスの二回接種を完了している方は現時点で約三千万人おられます、このうち二月末までに三回目接種の対象となる方は二千八百九十三万人おられました。三回目接種はこのうち希望する対象者に一回行うものでございまして、接種希望者の数は把握していないことから、希望する高齢者に対する接種が完了したかどうかについてはお答えをすることはなかなか難しいというふうには考えております。

○小西洋之君 じゃ、二月末までに終わらせるに

代わる新しい目標は立てないということでしょうか。それだけ答えてください。目標を立てるのかどうか。

○国務大臣（後藤茂之君） 政府の目標としては、一日百万回を早く到達して、できる限り早く打っていくと。そして、高齢者については、従来からワクチンの配布やあるいは体制の準備も含めて二月末で接種を終えていただくような体制を進めておりますけれども、目標ということでいえば、一日百万回の接種を早く到達して、できる限り早く進めていくということでございます。

○小西洋之君 いや、全体としていつまでに終わらせるという目標が立たなかったら動きにならないですけれども、全国の。

もう一度確認します。今、二月末の段階で高齢者の皆さん終わってないんですけれども、それをいつまでに日本国全体として終わらせるかという政府の目標を作らないということでしょうか。それだけ答えてください。

○国務大臣（後藤茂之君） できる限り早く済ませるということです。

○小西洋之君 いや、もう政策ですらないということを厳しく指摘しておきたいと思えます。是非目標を作って国を挙げて頑張る必要があるというふうに思えます。

アベノマスクの状況について伺います。

厚生省に伺いますが、このアベノマスクの分配作業について、厚生省のどこの部署で、正規職員の人人体制、非常勤職員何人体制、また、正規職員が担当する申請メール、全体で何件あって、それが一日当たり平均で一人何件ぐらい処理して何時間ぐらい稼働しているか、それ実態について答弁お願いいたします。

○政府参考人（伊原和人君） お答え申し上げます。

御指摘の作業につきましては、医政局の経済課というところで作業しております、配布希望の集計作業を始めとする布製マスク関係の業務体制に関しまして、従事するおおむねの職員数は、民間からの派遣職員約十名も含めまして二十名となっております。稼働時間につきましては、職員の中には布製マスク以外の業務を担当している者があり、その業務に従事する時間は職員によって様々であることから、一概にお示しすることは難しいと考えております。

それから、全体の配布希望件数は三十七万件でございますけれども、そのうち二十二万件につきましてはフォーム申請等であるために個別の集計作業は必要ございません。他方、現在集計作業を進めておりますメールによる配布希望は約十五万件程度でございます。一定の集計作業が必要になっております。複数の作業工程を厚生労働省の職

員と民間からの派遣職員との間で分担し、各工程について並行して処理を進めております。こうした取扱いをしていることから、一日一人当たりの処理件数あるいは一人当たりの処理残数などお答えすることは難しいと考えております。

○小西洋之君 いや、ちゃんと通告したんですが、この十五万件のうち厚生省の正規職員が担当しているのは何万件ですか、メール。メールを一々開けてその中のエクセルファイルを開ける作業をしていると聞いていますか。

○政府参考人（伊原和人君） お答え申し上げます。

先ほどちょっと申し上げましたように、この作業につきましては、複数の作業工程を厚生労働省職員と民間からの派遣職員との間で分担しております。先ほど御指摘のございましたエクセルファイルを開いて、それを皆さんでチェックして一覧表化すると、こういう作業は分担して行っておりますので、具体的なことは申し上げます。

○小西洋之君 いや、また答弁拒否です。

大臣に伺いますが、厚生省のこの経済課というのは検査キットの供給などをあずかっている今最重要課です、コロナ対策の。その正規職員が、十人が、十五万の仮に半分だとしても七万五千通のメールを開けてそのエクセルファイルを、中身

をチェックして別のエクセルファイルに統合するという作業を繰り返しているということなんですが、直ちにやめさせるべきじゃないですか。

○国務大臣（後藤茂之君） 今回、国民の皆様から約三十七万件という多数の布製マスクの配布希望をいただいております。これにしっかりとお応えし、国民の皆様には有効活用いただくために配布に向けた作業を行うということも、これもまた政府の重要な業務の一つであるというふうには考えております。

そのために、配布業務を担当する医政局経済課では、厚生労働省職員に加えて民間から約十名の派遣職員を得て、おおむね二十名の体制で対応しているところでございます。

○小西洋之君 いや、厚生省の職員の皆さんはコロナ対応でもうみんな必死で、幾つもの兼務を抱えてもう昼夜必死になってやっていると、この安倍総理、元総理のメンツのためにこんなあり得ない仕事をやらされているわけでございます。会計検査院長にお願いなんです、会計検査院法に基づく法的権限を發動して、直ちに検査を行って、このような事務を中止、やめさせていただきますようにお願いいたします。

○会計検査院長（森田祐司君） お答えいたします。

委員お尋ねのマスクの配送費用を含む厚生労働

省の会計経理につきましては、国会での御議論等も踏まえて引き続き適切に検査を実施してまいりたいというふうに考えております。

○小西洋之君 しつかりとやっていたいただきたいと思ひます。

では、質問を終わります。

○委員長（山本順三君） 関連質疑を許します。森屋隆君。

○森屋隆君 立憲・社民共同会派の森屋隆でございます。質問の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、地域公共交通の現状について大臣の御認識をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） 森屋委員から地域公共交通の現状について御質問がございました。

元々、人口減少、また災害の多発等々で大変厳しい状況にある上に、新型コロナウイルスの感染拡大の長期化により、また需要の落ち込み、また燃料コストの増加等はいよいよ厳しくなっています。どれだけ厳しくなっているかということなんです。乗り合いバスで申し上げますと、全国二千三百社でございますが、コロナ前の二〇一九年度の営業損益が約千億円の赤字だったのが、これ自体大変厳しい数字ですが、コロナ後の二〇二〇年度では三千億円の赤字。それから、地域鉄

道、全国九十五社ですけれども、コロナ前、二〇一九年度約百億円の赤字が二〇二〇年度は約三百六十億円の赤字ということで、赤字が大幅に増えているということでございます。

○森屋隆君 ありがとうございます。

小西議員の通告の大臣は退席していただいて結構だと思います。厚労大臣ですね、済みません、コロナ担当大臣、防衛大臣、ワクチン担当大臣、済みません、よろしくお願ひします。退席いただいて結構であります。

○委員長（山本順三君） 今ほどお話があった各大臣、退席して結構でございます。大臣名を申し上げますが、厚労大臣、防衛大臣、それからワクチン担当大臣、それと政府参考人、どうぞ退席してください。

○森屋隆君 この問題については前大臣ともいろいろ議論をしています。前大臣からは、本来、国土交通省がしっかり地域公共交通機関の具体的な支援をしなければならぬと、そして必要な路線は国交省の予算でやっぱりこれは確保しなければならぬ、こういうふうに答弁をいただいています。これは、斉藤国交大臣もこういったお考えで、一緒だということでしょうか。確認です。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） 私も前赤羽大臣と同じ決意でございます。

政府全体でも、雇用調整助成金や地方創生臨時交付金など、また各種資金繰り支援等、業種横断的な措置を講じておりますが、それにプラスして国土交通省としても、令和四年度当初予算も含めて、毎年度予算において、地域のバスや離島航路など公共交通の欠損額に対する補助等を行うとともに、この令和三年度補正予算二百八十五億円においては、コロナ禍の影響による欠損額の増大に対する追加的支援を行うなど、これまででない手厚い支援を行ってきていると思っております。

今後とも、国土交通省予算を効果的、効率的に活用して、地域の公共交通をしっかりと守っていきたいと思っております。

○森屋隆君 ありがとうございます。

地方創生臨時交付金、これ本当に有り難いというふうに地域からも事業者からも連絡いただいています。

そんな中で、大臣、この間の委員会の中で、千の自治体がそういった支援をしているんだということだと思ひます。

これ、バスだけの金額というのはこれ分かるんじゃないでしょうか。

○政府参考人（萩川直也君） 御指摘いただきましたとおり、約千の自治体において交付金を活用して、地域交通に関して約三千の事業に対して支援が行われております。

ただ、具体的に自治体でそれぞれの事業にどう
いう予算額を付けたとか、そういう総額について
はちょっと国としては把握してございません。

○森屋隆君 では、バスの、さっきこれ大臣から
もあったのかもしれないけれども、全体の赤字
額というのは、これは分かるのでしょうか。

○政府参考人（秋川直也君） 乗り合いバスに全
国で二千三百社、約ございますが、コロナ前の二
〇一九年度の営業損益は全体で約一千億円の赤
字でございました。コロナ後の二〇二〇年の営業
損益は約三百億円の赤字となっております。

○森屋隆君 ありがとうございます。

もう本当に、本当に大きな赤字額なんです。国
による人流抑制によってこの二年間、輸送人員が
通常時の三割から四割、これ蒸発してしまったと
いうことでありますし、追い打ちを掛けてこの燃
料の高騰、更に高騰が予想をされています。

そんな中で、今、春闘がスタートをしています。
総理は令和三年の十月十三日参議院の本会議にお
いて、エッセンシャルワーカーに感謝の意を表し
て、そして、皆さんの収入を増やしていくことは
私の分配戦略の大きな柱だと、そして、政府全体
として賃上げしやすい環境づくりを強化してい
くと、こういうふうに述べています。

交通労働者やエッセンシャルワーカーの待遇改
善は岸田政権の主要課題とこれ考えてよろしいで

しょうか。

○国務大臣（松野博一君） 森屋先生にお答えを
させていただきます。

バス、タクシー、トラックなどの交通サービ
スは、国民生活や経済活動を支える重要な役割を担
っており、現場を支える皆様の労働条件の改善は
重要な課題であると認識をしております。

政府としては、燃油高騰対策を含めた交通事業
者の事業の継続と雇用の確保に向けた支援に加え、
賃上げ促進税制や価格転嫁の適正化などを通じて、
賃上げしやすい環境づくりを強化をしまいた
いと考えております。

○森屋隆君 ありがとうございます。

政府全体で取り組むという決意かと思えます。
ありがとうございます。

そんな中で、燃料の高騰を受けて、国土交通省
では、このタクシー事業者に対して直接支援を決
めたと、こういうふうに聞いていますけれども、
これどういったものでしょうか。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） タクシーへの支援、
公共交通の一環であるタクシーに対しての支援も
非常に重要だと、このように思っております。事
業の継続、そして雇用の確保ということござい
ます。

国土交通省においては、タクシー事業者に対し、
累次の補正予算において、感染症対策や観光事業

者と連携した実証運行、また、今回、燃料、LP
ガスですけれども、これは今回、元売事業者への
支援という枠組みの中から外れてしまっていますので、
直接LPガス高騰に対する支援などを行っている
ところでございます。

引き続き、タクシー事業者の事業の継続と雇用
の確保に取り組んでまいりたいと思います。

○森屋隆君 大臣、ありがとうございます。

確認なんですけれども、これは激変緩和事業の
この補助金額にこれ連動しているという考えでよ
ろしいのでしょうか。

○政府参考人（秋川直也君） 御指摘の考え方で
いいと思います。

○森屋隆君 ありがとうございます。確認いた
しました。

次に、今年の一月の十七日に経済演説の中で大
臣から、民間企業における賃上げを支援するため、
あらゆる施策を総動員すると、こういうふうにお
っしゃっていただきました。

今、まん延防止の延長も検討されている中で、
このタクシー支援、今説明大臣からありましたけ
れども、このタクシー支援のような燃料高騰に対
するこの公共交通への補填こそが今やるべき、賃
上げしやすいこの環境づくりとしてやるべきこと
だと私は思っているんですけれども、大臣のお考
えをお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（山際大志郎君） 先生が今御指摘いただいたように、その燃料が高騰している部分に対して補填をするということも賃上げを行っていく上での原資となります。利益を確保していく上で非常に重要なものだと考えておりまして、それも含めてあらゆる施策を総動員して、賃上げが行われるような環境とその雰囲気をつくってまいりたいと思っております。

○森屋隆君 ありがとうございます。是非よろしくお願いしたいと思います。

齊藤国交大臣、これ、バスの方にもこういった支援できないでしょうか。

○国務大臣（齊藤鉄夫君） バス事業も公共交通サービスとして最も大きな柱のうちの一つでございます。事業の継続と雇用の確保が重要と認識しております。

国土交通省においては、バス事業者に対し、生活路線の維持のための支援に加えて、累次の補正予算において、感染症対策や観光事業者と連携した実証運行、また既存の補助路線の欠損額に対する追加的な支援などを行っております。

また、先ほどと繰り返しになりますが、雇用確保のための雇用調整助成金、これは大変、一千億を超える額となっておりますが、資金繰りのための無利子無担保融資など、これらの業種横断的な施策も総動員しながらバス事業、応援をしている

ところでございます。

○森屋隆君 やはり燃料が、これは必ず毎日運行しなくてはならないわけでありますから、非常にこの固定費が予想を超える勢いで高騰しているという中で、もう本当に、もう厳しい状況をもう通り越していると、こういうふうに思います。是非検討をしていただきたいと、こういうふうに思っています。

そして、この間も燃料高騰の関係でいろいろ御議論がされていると思います。実は、電話等々で問合せが多いものですからあえてお聞きをさせていただきたいと思うんですけれども、このトリガー条項の凍結解除をやる、そして三月は今年度の予算の予備費で対応をして、そして四月から解除すると、こういった約束がされたというような報道がありますけれども、この約束というのはしたんでしょうか、本当なんでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。

御指摘の報道に関しては、この予算委員会の場合でも御質問があり、総理から、トリガー条項については、この予算委員会等審議の場で再三質問を受ける中で、あらゆる選択肢を排除せず議論を進めます、あらゆる選択肢の中にトリガー条項も含まれるというお答えをした旨答弁をしたと承知を

しております。総理がおっしゃったとおりであります。

いずれにせよ、政府としては、エネルギー価格の急騰から国民生活や日本経済を守るため、ガolin、軽油、灯油、重油を対象とする激変緩和措置を大幅に拡充強化するとともに、業種ごとの支援など重層的な対策を取りまとめいきたいと考えており、今週中に対策を取りまとめるべく調整を行っているところであります。

○森屋隆君 ありがとうございます。

答弁はそのとおりかと思えますけれども、私がお聞きをしているのは約束をしたかどうかということで、答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。

私が総理から伺っていますのは、先ほど申し上げた答弁のとおりでございます。

○森屋隆君 約束をしていないということではないでしょうか。そういった答弁になるんでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） お答えをさせていただきます。

先ほど申し上げたとおりでございますけれども、私が総理からこの事案に関して伺っているのは、先ほど答弁をさせていただいたとおりでございます。

○森屋隆君 済みません。ありがとうございます。

財務大臣、約束をしているんでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 今、政府において、総理指示に基づいて官房長官の下で様々検討されているわけでありまして、その約束とかについては私は存じ上げていないとあります。

○森屋隆君 ありがとうございます。

次に移ります。トラック業界の関係、物流についてお聞きをしたいと思います。

物流もこの一年で燃油費が三千七百億円の負担増と、こういうふうに聞いています。トラック事業者の倒産の、廃業ですかね、倒産、廃業数についてお聞きをしたいと思います。

○政府参考人（秋川直也君） トラックの廃業件数、トラック事業法に基づく届出をしていただいております。その数字ですけれども、令和二年度昨年度ですね、七百六十七件ございました。トラック事業者、全国で六万三千事業者ぐらいいらっしゃいますので、大体一・二%ぐらいに当たります。

○森屋隆君 ありがとうございます。

七百六十七ということ、これからもっと燃料の高騰があるわけですからもっと厳しくなると、こういうふうに思っています。

そんな中で、このトラック事業者に対する対策というのはどういったものがあるのか。そして、

労働条件向上につながる原資、これ、私は標準的な運賃、このことが非常に大事かと、こういうふうにお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人（秋川直也君） 御指摘いただきましたトラック運送事業の世界、今ドライバー不足というのが非常に深刻化しています。なので、労働条件の改善とか取引環境の適正化というのは喫緊の課題で、いろいろ取り組んでおります。

その中でもやっぱり一番大事なのが今御指摘いただきました標準的運賃という制度で、これは人件費とか設備の導入費、燃料費などを事業運営に必要なコストとして運賃を通じて適正に收受するということを考え方とする重要な施策だというふうに考えております。

本年一月末現在、この制度に基づく届出率というのは四三%まで上がっておりますが、引き続き関係省庁や業界団体と連携して、この制度の荷主さん等への周知を図っていききたいというふうに考えております。

○森屋隆君 ありがとうございます。

四三%ということ、まだまだこの制度を高いものにしていかなきゃいけないと、こういうふうに思います。

そんな中で、今説明あったんですけれども、この標準的な運賃なんですけれども、これを更に高

めるために、パートナリシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージに基づく取組、こういうのがあるかと思えます。これは、今の説明のあった標準的な運賃の強い後押しになると私は期待しているんですけれども、どうでしょうか。

○国務大臣（山際大志郎君） これも先生御指摘のとおり、その標準的な運賃というものを超えて何か運賃を上げていこうということではないのかもしれませんが、しかし、全体としてきちんと、その運送業等々に係るコストがきちんと価格として転嫁できるかどうかということをしつかり見ていくというのが先生が今御指摘いただいたそのパートナリシップの下で行われなくてはいけないと思っております、それを公正取引委員会やあるいは中小企業庁のGメン等々を通じて今しつかりと見させていただいております。

これももう長い歴史のあることであることは先生御認識のとおりでございます、これがしっかりと全体としての賃上げにつながっていくように我々としても力を更に入れていかなければいけないと、こういう認識でございます。

○森屋隆君 ありがとうございます。

やはり、運送業と荷主さんとの関係って、やっぱり力関係がなかなかあるかと思えます。是非このパートナリシップの対策を進めていただきたい、力強く進めていただきたい、こういうふうに

思っています。

そして、標準的な運賃も、時限立法でありますから、私は、しっかりと国会議員が頑張つて、これまあ私も含めてなんですけれども、恒久化にしていく必要性がこれあると、こういうふうに思っています。是非委員の皆さんも協力をお願いしたいと、こういうふうに思います。

続いて、G o T o トラベルについてですけれども、三点お聞かせをいただきたいと思えます。

まず、G o T o トラベルそのものが長期にわたり停止をしています。このことについてどう考えているのか。そして、新たなG o T o トラベルですけれども、都道府県へ事業が移行したときのその責任の所在というのはどこになるのかということと、もう一つは、このゴールデンウィークを一つの起点として考えていると、こういうふうに思っていますので、今、あと二か月ほどでありますから、この辺のところの見直しというのは当然あるのかと思いますけれども、この三点についてお聞きをしたいと思います。よろしくお願いします。

○ 国土大臣（斉藤鉄夫君） G o T o トラベルについて森屋委員からお尋ねいただきました。

国内の感染状況がこういう状況でございますので、引き続き最大限の緊張感を持って対応する必要があります。このため、G o T o トラベル事業については、今後の感染状況等を見極めつつ、

適切な時期が来たならば再開できるよう準備を進めているところでです。

また、委員御指摘のとおり、本事業は国による事業を実施した後、都道府県を主体とする事業に移行する予定でございます。その際、割引率や割引上限額など一定の範囲でルールを示しつつ、都道府県の判断により、できる限り地域の実情を反映することを可能とする制度を検討しております。

現時点では昨年十一月に公表した内容を前提として準備を進めておりますが、関係省庁や専門家の意見を伺いつつ、今後の感染状況等も踏まえ、適切に対応していきたいと思っております。

○ 森屋隆君 大臣、ありがとうございます。

都道府県に事業が移行されて、都道府県の意向で細かな手当て、長くしたりとかですね、その支援を、クーポンを導入したりと、これを都道府県の判断でできる、これは私はいいいことだと思うんですけども、ある一定程度やはり国がこれは責任を持つ必要性というのがあると思うんですけど、その辺のところがちちよつと理解できなかったんですけど、国が責任を持つということでもいいんでしょうか、これは。

○ 国土大臣（斉藤鉄夫君） 昨年十一月に公表した新たなG o T o トラベル事業の考え方においては、都道府県を主体とする事業について、旅行代金の割引率や割引上限額などに関する一定のルー

ルを示しております。

これは、G o T o トラベル事業の終了後に旅行需要が急激に縮小しないよう、関係者からの要望も踏まえ、事業全体の中で段階的な措置としてソフトラディングを図るものでございます。このため、地域の感染状況や観光需要の回復状況等を含め、各県の判断により一定のルールの範囲内でできる限り地域の実情を反映することを可能とする制度を検討しております。

ここは、国とそして地方、都道府県としっかり連携しながら、我々もこのG o T o トラベル事業が円滑に実施されるように連携を密に行つていきたいと思っております。

○ 森屋隆君 ありがとうございます。

本当に私も期待をしていますし、国も全部責任がないというわけじゃないというふうに捉えて私いますから、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になるのかと思います。環境の関係でございます。実は米国ではバイデン大統領が、三〇年までに新規に購入するバスをE V 車にするという、こういった目標を掲げているんですけども、日本ではどうなんでしょうか。

○ 国土大臣（斉藤鉄夫君） 電気バスの導入についての御質問でございます。

自動車分野のカーボンニュートラルに向けては、バスなどの事業用自動車において、電気自動車な

ど走行中にCO₂を排出しない車両の導入を進めることが重要と認識しております。

一方、電気バスにつきましましては、車両価格が高く充電設備の設置も必要であるため、導入しようとする事業者の経済的な負担が大きいです。また、バッテリーやモーターなど、通常のバス車両にはない部品の整備に対応できる自動車整備士を確保する必要があったといった課題がございます。

このため、国土交通省といたしましては、電気バスを導入する事業者等を支援するとともに、電気バス等の電動車の将来の普及を見据え、それらを適切に整備できるように自動車整備士制度などを見直してまいりたいと思っております。

数値目標ということでございますけれども、今その具体的な数値目標をまだ設定する段階ではございませんが、積極的に導入に向けて環境整備を整えていきたいと思っております。

○森屋隆君 ありがとうございます。

やはりこれは進めていく必要もあるのかと思えます。コストは半分、今のバスより当然燃料も含めてお安くなっているということでありまして。済みませんが、まとめさせていただきたいと思えます。

いずれにしても、そのEVバスも、所管が、まあ自動車の方は経済産業省だったりとかするわけ、営業ナンバーは国交省だとか、いろいろこの

横断している中で難しい部分があるというふうに聞いています。ここは一つにしていくべきだとも思っています。

いずれにしても、厳しい状況に変わりありませんから、是非この交通運輸、安定することが国民生活の安定につながると思っております。どうぞよろしく願います。

質問を終わります。ありがとうございます。

○委員長（山本順三君） 以上で小西洋之君及び森屋隆君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（山本順三君） 次に、田村まみさんの質疑を行います。田村まみさん。

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

今日、まず初めに、萩生田大臣、通告していませんですが、申し訳ないんですけれども、昨日から日本の国内企業が大変心配をしています。

報道されているトヨタ自動車の仕入先のシステム障害による工場の停止、これについての、サイバー攻撃があったんではないか、ウイルスの感染だったんではないか、様々な報道されていますけれども、これ、一日に一万三千台の生産がストップするという大きな事案です。そして、国内企業も、今ウクライナ情勢もありますので、やはりどういう状況なのか、政府の現状の今の把握状況、

教えていただけないでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 二十三日以降に、トヨタ自動車の関連、言うならば下請会社といいますか協力会社であります小島プレスという会社から、サイバー攻撃を受けたんではないかという、そういう疑いが出てまいりまして、トヨタとしましては、国内十四工場全てを本日閉鎖をして、稼働を止めて、安全対策に今力を入れている状況でございます。

もう既に、小島プレスさんからはサイバー攻撃があったということは明確になっておりますが、どこからどういう形でというのは、今後のことでもありますので、この場でお答えするのは控えさせていただきます。

私も経産省としましては、是非、こういう兆候を十分心配をして、企業の皆さんにセキュリティ対策を高めてほしいというお願いをしてまいりました。

誤解を恐れず申し上げますと、大企業の皆さんはそれなりにセーフティネットといえますが要塞化をしているんですけれども、中小企業の皆さんはなかなかやっぱそういう機会がなかったものですから、是非この機会に足下を見ていただいて、やっぱ不審なメールなどは開かないようにしていただくというのが当面对策としては必要なんじゃないか、そして、どうしたらいいか分からない

ということであれば、経産省や経産省の関連のIPAなど様々な団体で相談窓口を開設しておりますので、お問合せをいただいて、是非大事を取っていただきたいなど、そう思っております。

○田村まみ君 ありがとうございます。

今ほどありました中小企業、なかなかやっぱ対策も追い付いていないというところもあります。今回、法案でも、経済安全保障を視点とした法案も出ておりますし、またサイバー攻撃等の強化についての法案も出ております。これ、人権の問題とか様々懸念点もありますけれども、やはり国内企業をしっかりと守っていくという意味でいけば大変重要だと思えますので、是非その辺り、いろんな国民の感情も加味しながら、しかし国内企業を守る視点で議論していきたいと思えますので、どうぞよろしく願います。

それでは、通告している方の質問に戻りたいと思います。

本日、三月の一日は、今日、パンや冷凍食品、調味料など食料品、本日に多くの日用雑貨や電気・ガス料金の値上げが報道されています。日本の名目GDPの五割が個人消費です。家計支出への影響が大変多くなる。もう国民は生活不安、今抱えています。

鈴木財務大臣、お伺いします。

この国民生活、家計に対する不安の中で、現下

の燃油の価格高騰、国民が実感できる対策が私はやっぱり必要だと思えますので、やはりトリガー条項の凍結解除をすぐに今やることで経済が落ち込むということを防げると思えますので、早く検討するということをしつかりと明言いただけないでしょうか。

○国務大臣（鈴木俊一君） 田村先生御指摘のよう、今足下でエネルギー価格の高騰から国民生活や日本経済に影響が出てきていると。それを守るために、現在は、業界、業種ごとの支援でありますとか自治体への支援など重層的に措置をしているところであります。また、燃油価格の激変緩和事業につきまして大幅な拡充強化を行いまして、小売価格の急騰を抑制してまいります。その上で、トリガー条項のことでもございますが、これについての問題点についてもこれまで申し上げてきたところでございます。

いずれにいたしましても、国民生活や企業活動への悪影響を最小限に抑えることができますように、何が実効的で有効的な措置なのかという観点から、政府全体として、あらゆる選択肢を排除しないで、引き続きしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○田村まみ君 あらゆるということなんです、配付資料を御覧くださいませ。

昨年全日本トラック協会の公表で、昨年の一

月と今年度の一月の軽油の価格のものを表にしており、右から二列目の価格差、スタンド価格で二十六・〇四円、二十四・九五円がローリー価格での差です。

経済産業大臣、これ、今の対策のままでは足りないという認識でよろしいでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 原油高騰対策として、経済産業省としては、燃料油の急激な価格高騰を抑えるため、一月からガソリン、軽油、灯油、重油を対象とした激変緩和事業を実施しているところでございます。

加えて、ウクライナをめぐる事態は緊迫度を増しており、元々上昇していた原油価格が更に高騰する要因となっており、エネルギー市場の高騰から国民生活や日本経済を守るために、激変緩和事業による支援を深掘りすることを含め、関係省庁と連携して追加的な措置を速やかに講じてまいりたいというふうに思っております。

○田村まみ君 もう既に何度も質問させていただいているので、あえて私たちの主張を申し上げます。

国民民主党は家計第一を掲げています。ですので、国民生活や消費者、そして燃油の使用事業者、そこに均等に実感のあるトリガー条項を求めてまいります。

政府は、やはり業界や個別の偏りのある業種な

ど、石油元売価格などの補助金の引上げで、それが国民生活へ影響するという、まあ立場の違いから、今までは優先順位が違ったと思いますけれども、ここまで来てはいるわけです。国民民主党、主張しているトリガー条項でも足りない、この今までの経産省での対策でも足りないということですので、合わせ技でやっていく、これが必要だと思います。でも、タイミングも重要ですので、この合わせ技でやっていくということ、鈴木大臣、いかがでしょうか。トリガー条項の解除。

○国務大臣（鈴木俊一君） トリガー条項のことにつきましては、先ほど森屋先生の、この前の御質問のときに官房長官から答弁があったとおりでございます。岸田総理はですね、この予算委員会の場で、トリガー条項についてはこの予算委員会審議の場で再三質問を受ける中で、あらゆる選択肢を排除せず議論を進めます、そして、あらゆる選択肢の中にトリガー条項も含まれているというお答えをしましたと、そういう旨の答弁がございまして、今、総理のこの御発言のこの中でですね、検討を進めているということでございます。○田村まみ君 斉藤大臣にお伺いします。今、軽油の価格の話をしましたので、運送業、トラックドライバーの方たちから私、悲鳴を受けてこの、今日、問題を取り扱っています。トリガー条項は少し時間が掛かります。しかし、

今後の燃油価格の上昇を考えたら、経産省が取り組んでいる機動的な対応も必要。まずトリガーやった上で機動的な制度を走らせる、この構えが必要だと思えますけど、国交大臣の立場として運輸業界を守っていくために必要とは思いませんか。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） トリガー条項のことに関しましてはちよつと所管外でございますので、お答えは差し控えさせていただきますと思いますが、国土交通省としては、一般の燃料価格の上昇について、関係省庁と連携して、標準的な運賃や燃料サーチャージの導入等により、燃料の価格上昇分が適正に運賃に反映されるよう、荷主企業等に対する理解と協力の呼びかけ、これを強力に今国交省としてもやっているとところでございます。

また、国土交通省本省、地方運輸局等への相談窓口の設置、それから、運賃等の不当な据置きが貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等の対象となることについての周知を図っているところでございます。

引き続き、トラック運送の安定的な輸送サービスが確保されるよう、取組を進めてまいります。○田村まみ君 今もう既にトラック運送業全体の課題に言をいただきましたので、そちらの方を質問していきたいと思えます。

先ほど来、森屋委員も質問されましたけれども、標準的な運賃、これと実勢価格が低いままだとい

うのが現状の、現場の認識なんですよね。標準運賃出したということですけど、今の実勢運賃が低いという認識は国交省にありますか。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） 標準的な運賃ということでございます。

トラック事業者は荷主に対する交渉力が弱く、適正な運賃、料金が收受できていないこと、それから、荷待ち等の発生によりトラックドライバーの長時間労働が常態化していることから、取引環境の適正化は喫緊の課題と認識しております。

このため、国土交通省では、適正な運賃收受を実現するための標準的な運賃の周知、浸透、それから、適正な取引を阻害する疑いのある荷主等に対する貨物自動車運送事業法に基づく働きかけ、それから、荷主企業等を含めたトラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会、この協議会の中央及び全四十七都道府県での設置、開催などに取り組んでおります。

引き続き、関係省庁、業界団体と連携し、これらの取組を通じて、下請、元請パートナーシップの改善、荷主理解の醸成により、トラック運送業の取引環境の適正化に努めてまいりたいと思っております。

○田村まみ君 パートナーシップ構築宣言の取組での価格交渉促進月間で四万社へのアンケート、これトラック業界、最下位、今十六位ずっと続い

ているんですね。全く今の取組効いていないと思います。

標準的な運賃の決め方、まず教えてください。

○政府参考人（萩川直也君） 標準的な運賃ですけれども、トラック運送に係る人件費、あと設備投資費、もろもろのコスト、あと、各地域ごとにそういう値段も違ってきますので、各運輸局ブロック単位で距離別、時間別で標準的なトラックで運んだ場合に幾ら掛かるかというのを表の形式で告示をさせていただいております。

○田村まみ君 例えば、運輸の中でも貸切りバス事業であれば下限運賃を設定しています。トラック運送業でもこうした制度、導入されませんか。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） 申し訳ありません、今ちよつと最後聞き取れなかったんですが、何制度でございましょうか。申し訳ございません、もう一度お願いいたします。

○田村まみ君 バス事業者では下限運賃を設定しています。この下限運賃の制度、どうでしょう。

○国務大臣（斉藤鉄夫君） 下限運賃でございませぬ。この標準的な運賃を、これを下限運賃としてできないのかという御質問でございますが、標準的な運賃は、一台の車両を貸し切って運行させる際の距離別、時間別の運賃をトラックの車格ごとに人件費、それから各種の物価の地域格差や燃料費、利潤について一定の仮定を置いて計算してお

り、特に人件費では全産業平均の時間当たり労働単価で計算をしております。また、標準的な運賃を下限運賃とするとの御意見については、今申し上げたとおり一定の仮定を置いて算出したものですが、実際の取引形態は多種多様であることから、標準的な運賃を下限運賃とすることは適切でないと考えております。

各トラック事業者には、標準的な運賃によって自社の経営状況の分析を行い、自社の適正な運賃を算出した上で荷主との運賃交渉に臨んでいただくことを想定しております。

国土交通省としては、標準的な運賃について、引き続き関係省庁、業界団体と連携して、荷主への周知、浸透に努め、トラック運送業の運賃交渉、適正な運賃收受の下支えとなる環境を整備していきたいと思っております。

○田村まみ君 環境では長年のこの難題が突破できていないので、下限運賃など具体的な対応が必要だという御提案です。是非検討いただきたいです。

そういう中で、先ほど来ありますパートナーシップ構築宣言のことについて、円滑パッケージも含めてお伺いしたいんですが、その前に、萩生田大臣、この下請法等々の様々な議論の中で、基本となる中小企業基本法による企業規模要件、これについて、今、日本は製造産業だけではなくてサ

ービス業増加しています。デジタル環境整って、人数によらずにいろんな業種が今運営できている環境なので、変化を見据えて変えていくべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 中小企業基本法における中小企業の定義については、資本金額と従業員数を用いて中小企業のおおむねの範囲を示したものであり、具体的な支援施策の対象となる中小企業については個別の施策ごとに定められております。

その上で、個別の施策において中小企業の範囲を画するに当たって、外部からの把握が容易であること、変動が少なく安定的に対象を決めることができる観点から、資本金額などを基準として用いることも適切と考えています。例えば、下請中小企業振興法では、自らの取引先が下請事業者に該当するか容易に把握できるよう、資本金額などをを用いて中小企業者、下請事業者を定義しています。

経産省としては、引き続き、個別施策の対象が本来の目的に沿っているかについて、経済実態や技術進歩の状況なども踏まえ、必要に応じて適切に検証を行ってまいりたいと思います。

○田村まみ君 しかし、今、この資本金を変えるなど様々な支援金をもらうためにというようなことも起きていますし、あと内部留保の問題、あと企

業の業種別の利益率の問題もありますので、ここは本当にいろんな支援が、結局この規模要件が基になりますので、検討が必要だと思います。

そういう問題もある中で、山際大臣、価格転嫁円滑パッケージの概要を御説明いただきたいと思えます。

○国務大臣（山際大志郎君） 価格転嫁円滑化パッケージの内容ということでございます。

昨年十二月二十七日に、パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージというものをお示しをいたしました。公正取引委員会と中小企業庁が事業を所管する省庁と連携して、問題となる事例を幅広く把握して立入調査や要請を行うスキームを創設する、また、下請代金法の買いたたきの解釈を明確化するとともに立入調査の件数を増やし取締りを強化する、そして、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する新たな調査を実施し、立入調査の実施や文書の送付など執行を強化する、そして、本年四月から下請Gメンを倍増し、年間一万家以上の中小企業の現場の声を聴取するなど、価格転嫁を円滑にするための施策を大幅に強化していくこととしております。

○田村まみ君 これでも幾つかの資料を見させていたんですけど、企業対企業はこの価格転嫁パッケージの中に含まれているように見えるんですが、最後の消費者、そこへの価格転嫁がで

きないとやっぱりこれ進まないと思うんですが、この今のパッケージの出ている資料だとそれ分かっていくんですけど、いかがでしょうか。

○国務大臣（山際大志郎君） 先生、もちろん最終的に、消費者にその価格というものは最終的には反映されるということになるんですけど、我々の問題意識は、特に、このエネルギー価格が高騰し企業物価が高騰しているという状況にあつて、中小企業の皆さんが適正な利潤、適正な利益というものを上げられない環境というものがあつと、そういう問題意識に基づいて、まあ言ってみれば民民でありますけれども、事業対事業という形でこの価格転嫁円滑化のパッケージというものを焦点を当ててやっているということでございます。

○田村まみ君 最初の食品の値上げ、本当にメーカーが上がったときに小売業で上げれるか、これ本当に厳しい状況なので、是非併せて考えていただきたい。

そして、先ほど来ある下請取引の適正化であれば、公正取引委員会の中の強化、対策強化すべきだと思いますけれども、公正取引委員会の皆さん、どうでしょうか。

○政府特別補佐人（古谷一之君） 公正取引委員会としまして、先ほど大臣から御説明がありましたパッケージに基づきまして、下請法と独禁法

の執行を強化したいと思っております。労務費や原材料費、エネルギーコストの上昇を取引価格に反映しない取引というのは下請法の買いたたき、あるいは独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するおそれがあるということを、一月に私ども下請法などの運用基準を改定をしまして明確化をいたしました。

具体的には、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について事業者間で明示的に協議をしない場合、協議をせずに取引価格が据え置かれたような場合ですとか、下請事業者の方から取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、書面等で回答することをせず一方的に取引価格が据え置かれたような場合、こういうことは買いたたきに該当するんだということを明確化しております。

これを周知をした上で、大臣からもお話がありました。各省庁と連携の下に、業種別の法遵守の状況を取りまとめてその結果を公表したいと思っております。その上で、法違反が多いと認められる業種に対しましては自主点検を要請し、問題のある業種を選定の上、立入調査を行うなど、問題の多い業種に力点を置いた新たな取組を実施をしたいと思っております。

それから、取引上立場の弱い下請業者の方でもなるべく情報提供がしやすくなるようにということで、匿名で情報提供を受け入れる新しい情報提

供フオームも運用することといたしております。

こうした取組を通じまして、公正取引委員会としては、価格転嫁が適正に行われるように関係省庁が各般の施策を連携して実施する中で、従来より踏み込んだ取組を行って価格転嫁に伴う中小企業への不当なしわ寄せ防止に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○田村まみ君 企業が本当に怖いのは、この独占禁止法に反すると言われるのが一番怖がっているんです。やっぱりこの強化、必要だと思いがすが、今回、下請Gメンの方は倍増するというふうに出ています。

倍増というのは、何が適正規模で、何をするためにこの倍増をするのか、人数と、何が目的で、その倍増で見合うのかどうなのか、その辺りを具体的に回答してください。

○国務大臣（萩生田光一君） まず、来年度から、全国百二十名の下請Gメンを二百四十八名に倍増し、中小企業からのヒアリングを強化することとしております。

我が国には約三百五十万の中小事業者が存在するため、下請Gメンが全ての個別取引を監視することは現実的ではありません。その中で、下請Gメンによる監視をより効果的に産業界全体の取引適正化につなげていくために、経産省としては、下請Gメンが個別にヒアリングした情報を基に業

種別ガイドラインの改定などを行うことで業界全体での面的な課題解決につなげてきているところであります。

今般、中小企業庁、失礼、今般、経産省としては、下請Gメンを倍増することによって、中小企業からのヒアリング件数を現状の年間約四万件からその二倍以上となる年間約一万件に増加させることを目指しており、こうした情報収集機能の強化によってより効果的に産業界全体での取引適正化につなげていくことができると考えております。

さらに、こうした取組に加えて、関係省庁とも連携した転嫁円滑化施策パッケージやパートナーシップ構築宣言の実効性の向上などの取組を重層的に実行していくことで、施策全体の効果を上げていきたいと思っております。

○田村まみ君 人数も大事なんですけども、人材も大事です。業界慣行、取引経験など、そういうのがある人材も重要だと思いますので、ただ人数を増やすということじゃなくて、質の担保も是非お願いしたいと思えます。

そして最後に、業種のガイドラインについて、作っているとおっしゃっていましたが、そのガイドラインも守るべき当たり前の内容しか書かれていないというのが現状だと思いますので、このガイドラインの見直しも含めて是非やってい

ただくことをお願いして、質問を終わりたいと思えます。

○委員長（山本順三君） 以上で田村まみさんの質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（山本順三君） 次に、柳ヶ瀬裕文君の質疑を行います。柳ヶ瀬裕文君。

○柳ヶ瀬裕文君 日本維新の会の柳ヶ瀬裕文でございます。

ちよつと時間がありませんので端的に聞いてみたいと思えますけれども、五歳から十一歳にワクチン接種が承認されました。各自自治体はこれを遂行するべく今全力を傾けているという状況ですけれども、その一方で、保護者の皆さんからは本当にこの子供たちにこのワクチン接種をするのがいいのかどうかといった不安の声が非常に多く寄せられております。ですので、今日はこの点についてしっかりと要点をまとめて皆さんに分かりやすく説明してまいりたいというふうに思えます。

まず、参考人にお伺いしてまいりたいと思えますけれども、十一歳までの新型コロナウイルスの感染者の数を教えていただきたいと思えます。

○政府参考人（佐原康之君） お答えいたします。厚生労働省では、年齢階級別の累計の陽性者数について週に一度取りまとめて公表しております。

十歳未満の累計の陽性者数は、二月二十二日時点で把握している限り四十七万五千九百八十三名となっております。

○柳ヶ瀬裕文君 その中でお亡くなりになった方がいらっしゃるのかどうか教えてください。

○政府参考人（佐原康之君） お答えいたします。

同じ調査ですが、十歳未満の新型コロナウイルス感染症による死亡者は、二月二十二日時点で把握している限りゼロ名となっております。

○柳ヶ瀬裕文君 それでは、その年代の方で重症化率についてどのように把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（佐原康之君） お答えいたします。

重症化率につきましては、令和四年二月二日に厚生労働省のアドバイザリーボードで報告された資料によりますと、令和三年七月から十月までの期間、いわゆる第五波の期間における十歳未満の重症化率は〇・〇五%となっております。

また、より直近のデータでは、オミクロン株の重症化率や死亡率について、本年二月二十四日の厚生労働省のアドバイザリーボードにおいて、大阪府では十九歳以下の重症者数は新規陽性者数十萬五百十二人のうち五名、沖縄県では十歳未満の重症化率は人口十万人当たり〇・六といった報告が行われております。

○柳ヶ瀬裕文君 これ、オミクロンでかなり下が

ってきているということですが、最初におっしゃった〇・〇五%というのは、これ第五波ですね。これは茨城県と広島県のデータで重症になった方が一名いらっしゃるということからこの数字がはじき出されたもので、直近の大阪のデータでは〇・〇〇五%ということで、ほとんどというか全くこれ重症化していない、お亡くなりになっている方もいらっしゃらないということが分かりました。

それでは、じゃ、この現行のワクチンのオミクロン株に対して発症予防効果はこの年代に対してどれくらいあるということなのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府参考人（佐原康之君） 五歳から十一歳までの子供に対する新型コロナウイルスについては、薬事承認の時点で得られた治験データにおいて約九〇%の発症予防効果が認められております。しかしながら、オミクロン株が発生する前に実施された治験であるため、オミクロン株に対するデータは十分には得られておりません。

一方で、十八歳以上の方につきましては、世界的にも感染者数が多く、新型コロナウイルスを接種した人数も多いため、発症予防効果と重症化予防効果が明らかとなっております。

○柳ヶ瀬裕文君 それでは、感染予防効果と重症化予防効果についてはどのような知見があるのか、

お伺いしたいと思います。

○政府参考人（佐原康之君） 感染予防効果、発症予防効果につきましては、オミクロン株につきましてイギリスで行われた調査によりまして、三回目接種から二から四週間後には六五%から七五%に回復し、十五週間後には二五から四〇%。入院予防効果につきましては、二回目接種から十二から二十四週間後には六四%、二十五週間以降では四四%、三回目接種から二から四週間後には九二%に回復するといったデータが出ております。

○柳ヶ瀬裕文君 今おっしゃったんですけど、これ小児についてはデータないですよね。小児に限定されるとこのデータはないということでしょうか。

○政府参考人（佐原康之君） オミクロン株に限って小児にということであると、データは今のところございません。

○柳ヶ瀬裕文君 ですので、これ、小児に打つ意義として、よく同居の御家族、高齢者の方と同居をしていて、お子さんがかかったらそこから感染をしていくということを防ぐための意義があるんだということが言われているんですけども、この感染予防効果についてのデータはありません。そして、成人についてはデータが始めているんですけども、これも四四%程度ということで、これが効果と呼べるものなのかどうかというのは

極めて脆弱であるということ、これ申し上げておきたいというふうに思っています。

それでは、副反応についてお伺いしたいと思いますけれども、これ、十二月三日に厚生労働科学審議会で、重大な副反応ということで心膜炎、心筋炎、これが初めて認定されたということです。

これ以外の長期的な副反応についてのどのような見解をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人（鎌田光明君） 御指摘の長期的な副反応でございますが、長期的に様々な症状が続いている事例を含めまして、我々の方に、副反応疑い報告制度に報告されておりますが、現状におきまして、ワクチンの接種が原因と判断されたものはないというような評価を受けているところでございます。

○柳ヶ瀬裕文君 この長期的な副反応についてはよく分からないということですね。

この重大な副反応と初めて認定されたのが昨年の十二月三日です。それまで厚生労働省は重大な副反応はないということを言い続けてきました。

それが十二月三日になって初めて、心筋炎、心膜炎はあるんだということを認めたということであり、もう既に一億人の方が打って、打ち始めてから十か月たって初めてこれは認められたということでもあります。

これは、私はある意味仕方のないことだという

ふうに思っています。それは、知見がないですから。メッセージジャーRNAも初めて使うテクノロジーということでもよく分かっている。その中でもベネフィットが高いということで打ってきたわけですよ。でも、十か月後にこういうことが分かった。

ですから、これはまだまだこれからも長期的な副反応として何が起こるかということは分からない、このリスクはあるんだということだと思いませんけれども、大臣、この点についてはいかがでしょうか。

○国務大臣（後藤茂之君） 今、丁寧な委員の方から論理的に整理をしていただいたおりの効果だというふうに考えておりますし、我々の方も客観的エビデンスに従って、国民の皆さんに丁寧なその効果、あるいは第五波のデータを使っているのか、専門家の皆さんにそのデータがどれだけ新しいオミクロン株に効くのかどうか、あるいは子供に対して効くのか、丁寧に説明をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○柳ヶ瀬裕文君 御丁寧な答弁ありがとうございます。

それで、資料一を見ていただきたいんですけども、これWHOの資料であります。

WHOは、健康な十二歳未満への接種は推奨していません。ちよつと読みますと、ほとんどの子

供は重症化するリスクが低いため、ワクチンを接種するならばその目的は主として感染を減少させるものであるべきなんですけれども、オミクロン株の感染を減らすにはワクチンの効果は低い可能性があるというエビデンスも出ています。

ちよつと分かりにくい言い方なんですけれども、これ感染予防効果はオミクロンに対してはないよねと、だから推奨できないよというのがWHOのこの見解なんです。これはあくまで十二歳未満の健常な方に対してであります。WHO、こういう見解です。

その中で、五歳から十一歳に対して我が国で接種を認めていくと、勧奨していくということの意義について、大臣について聞きたいと思えます。

○国務大臣（後藤茂之君） WHOにおきましては、基礎疾患があり重症化する重大なリスクがある小児に対して接種を推奨し、各国は、これはWHOが各国に対して、より優先度の高いグループの高い接種率が達成されたときに接種を検討すべしと、そういう見解を公表されているというふうに思っています。

薬事・食品衛生審議会においては、五歳から十一歳までの子供に使用する新型コロナワクチンについては、オミクロン株への有効性は、成人での限られたデータしかないものの、発症予防や重症化予防など一定の有効性が期待できることから、

重症化リスクの高い方を含め、必要な方が接種できるようにするために承認が必要であるという議論をしたところでございます。

○柳ヶ瀬裕文君 おっしゃったとおりだと思います。

つまり、若年者は重症化しません、そして、このワクチンが効くのかどうかはよく分かりません、まとめるとですね。そして、副反応についてもよく分かりません。重大な副反応としては心筋炎、心膜炎がしっかりと認定されています。その中でこのような接種が勧奨されるということは、私はおかしいのではないかとというふうに考えております。もちろん、基礎疾患がある方、リスクの高い方についてはベネフィットが上回るでしょう。

そこでお伺いしますけれども、これ、私は、維新の会は提言書を出させていただきまして、努力義務規定を外すべきだということを申し上げました。これについては努力義務規定を外していただいたということ、これは英断だというふうに思いますが、このワクチンは積極的勧奨となっていないのかどうか、この年代に対してですね、これについてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（後藤茂之君） 自治体による接種勧奨の実施の規定は、緊急の蔓延予防のために実施するという特例臨時接種の趣旨や海外でも広く接種が勧められていることも踏まえまして適用する

こととされており。

このため、自治体は、できるだけ多くの方に新型コロナウイルスの接種を受けていただく観点から、努力義務の規定を除外したとしても、五歳から十一歳までの子供への接種を勧奨する必要がありというふうに考えております。

○柳ヶ瀬裕文君 これは積極的勧奨とはなっていないですね。HPVは積極的勧奨にしたということ、これは私は英断だというふうに思っていますけれども、このワクチンについては積極的勧奨となっていない。

しかし、各自治体は積極的勧奨であるのかように個別に対象者を把握して接種券を送っているということ、これ積極的勧奨でないにもかかわらず、このようなことを行っているということ、それは生じていないでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣（後藤茂之君） 自治体に対しては、予防接種法第八条に基づきまして全ての対象者に対して接種を勧奨する責務が一応課されているわけでございます。国としては、あわせて、接種を受けるかどうかの判断に資するような情報を提供するように求めています。手引に書いてあるわけでございますけれども、一応事務としては法定受託事務の事務処理基準で示しているということでございます。

御指摘の控除対象者を特定して個別に接種案内

を通知するかどうかにつきましては、最終的には自治体の判断となりますけれども、国としては、原則的には個別通知による周知を求めるという対応になっております。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。少なくとも、厚生労働省はしっかりとリスクとベネフィットを説明するべきだというふうに思います。

その点では、この資料二を見ていただきたいんですけど、この資料だけ見ていると、とにかくリスクはなくてベネフィットしかないというように見られるんですね。しかも、真ん中には五歳から十一歳における発症予防効果は九〇・七％ということ、これ、オミクロンに対してではないですよ。これ、米印付いているんですけど、これ優良誤認表示じゃないですか。これは実際のものよりも優れているように見せかけるような表示の仕方になっている。これでは冷静な判断ができないんじゃないかというふうに思いますけれども、これはしっかりとバランスを取った表記にするべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣（後藤茂之君） オミクロン株が出現する前のデータですと、ほぼしっかりと明示している、そういう意味では誇大、虚偽の表示であるというふうには思っておりませんがということでございます。

○柳ヶ瀬裕文君 ワクチンの後遺症についての認

識を聞きたいと思えます。

○政府参考人（鎌田光明君） 御指摘のワクチンの後遺症でございますが、御案内のとおり、様々な方がいろいろおっしゃっていらして、明確な定義あるいは範囲がございません。

したがって、我々の方では今ワクチンの後遺症がどのくらいあるかということにはわかにお答えできませんが、先ほど申し上げましたとおり、御指摘のような症状も含めまして、長期にわたり様々な症状が続いている場合には、我々の方に報告制度がございまして、それを都度、定期的な審議会で評価していただいているというところでございます。

○柳ヶ瀬裕文君 ありがとうございます。

これは是非、このワクチンの後遺症が本当にあるのか、この情報をしっかりと網羅的に確保していただきたいというふうに思います。私たち維新の提言書でも、このワクチン後遺症に関してしっかりとフォローするようにという提言書を出させていただきました。これ、四学会の声明も出ています。ちゃんとしたレジストリーが構築されていない、だから網羅的に情報が上がってきていない、これは問題なのではないかということでもあります。

医師の裁量によらない、被接種者が……

○委員長（山本順三君） 柳ヶ瀬君、時間が来て

おります。おまとめください。

○柳ヶ瀬裕文君 はい。

自発的に報告できるということをお願い申し上げて、私は質問終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長（山本順三君） 以上で柳ヶ瀬裕文君の質疑は終了いたしました。（拍手）

○委員長（山本順三君） 次に、岩渕友さんの質疑を行います。岩渕友さん。

○岩渕友君 日本共産党の岩渕友です。

新型コロナウイルスの第六波による感染拡大、そして長引くコロナ禍は中小業者の方々に深刻な打撃を与えています。

先が見えるまであと少しと言いつつも頑張ってきたけれども、先がいつまでたっても見えない、こうした声が寄せられています。こうしたところに燃油の高騰、資材の不足や高騰、そして大雪など、幾つもの困難が重なって、もう限界だという状況になっています。一部、まん延防止等重点措置の延長が検討されているという報道ありますけれども、このまん防が解除をされても、すぐにお客さんが戻ってくるわけではありません。感染対策も当然継続することが必要になります。さらに、影響の出ている事業者は飲食店だけではなくて、あらゆる業種に及んでいます。

この二年を超えるコロナ禍を耐えに耐えてきたのに、このままでは商売が続けられない、こうした状況に追い込まれている事業者の実態、どう受け止めていますか、大臣。

○国務大臣（萩生田光一君） 中小企業の事業環境について、コロナ禍前と比べて売上高が増加している中小企業もある一方、足下ではオミクロン株の感染拡大や原油、原材料価格の高騰により、宿泊、飲食業を始めとして引き続き厳しい状況に置かれている業種も多いと認識しています。

具体的には、ある民間調査によれば、約四割の中小企業がコロナ禍前の二〇一九年と比べて売上高が増加している一方で、宿泊、飲食業ではまん延防止等重点措置の適用に伴う外出制限や観光イベントの中止、延期などにより客足が減少し、業況感が悪化しています。卸売業では、原油価格上昇による採算の悪化やホテル、飲食店を取引先とする飲食料品関連での引き合い減少により売上げが悪化しています。小売業では、オミクロン株の感染拡大により、飲食店への酒類を始めとした飲料の納入が減少し、売上げが悪化しているといった事業者からの声があると認識しています。

今後の受注、売上減少の長期化とそれに伴う業績悪化を懸念する事業者も多いと承知しており、引き続き、新型コロナウイルスによる影響やウクライナ情勢の緊迫化に伴う原油、原材料価格の動向による

下振れリスクを注視してまいりたいと思います。

○岩渕友君 今答弁いただいたように、引き続き厳しい状況が続いているということですよ。だからこそ、事業を続けることができる十分な支援が必要になっています。

そこで確認なんですけれども、事業者の支援として、まん防の適用にかかわらず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これを使って措置ができるということでしょうか、野田大臣、お願いします。

○国務大臣（野田聖子君） 答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これについては、昨年末に成立した令和三年度補正予算において、地方単独事業分の一兆円分を各自自治体に交付限度額として通知しており、感染防止対策及び事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援や飲食、観光、交通事業者等への支援など、地域の表情に応じた対応策を講じていただいているところです。

まん延防止等重点措置などの非適用地域であっても、時短要請が行われていないような地域においても、地域の表情に応じて各自自治体の御判断で飲食店等を含む事業者への支援に地方単独事業分を活用することが可能となっております。

○岩渕友君 今答弁いただいたように、自治体の判断でいろいろできるということなんですよ。

まん防の適用がなくても感染者数が過去最多を更新しているような地域もありますし、自主的に時短営業をしたり営業を自粛しているという事業者の方たちもいます。まん防が適用されていない地域でも、その感染の状況であるとか医療の逼迫状況とか、一定の基準を満たしていれば協力を金を出してほしいという声もあるんですよ。

萩生田大臣に聞くんですけど、自治体任せというのではなくて、国の責任で事業者の支援拡充することが必要ではないでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） オミクロン株の拡大など新型コロナウイルスの影響が続く中、引き続き困難な状況に直面する事業者の皆様を支えていくことが重要だと思っております。

このため、地域、業種を限定しない、事業規模に応じた最大二百五十万円の事業復活支援金を措置し、一月三十一日から申請受付を開始し、支給も始めております。必要とされる方にできるだけ早くお届けできるようにしっかりと取り組んでいきたいと思えます。

また、政府系金融機関による実質無利子無担保融資などの資金繰り支援を実施するとともに、中小企業等の思い切った新分野展開、業態転換などを後押しするため、事業再構築補助金についても支援を拡充しているところです。これらの支援措置を必要とされる事業者の皆様にしつかりお届け

するとともに、引き続き、新型コロナウイルスの影響による事業者の状況を注視しつつ、事業者の皆様への支援に万全を期してまいりたいと思います。

○岩渕友君 今、事業復活支援金のこと紹介ありましたが、オミクロン株の急拡大という今回の事態を想定していない制度なんですよ。事業者の要望が生かされた面もあるわけですけども、対象も、昨年の十一月から今度、今、三月までだと。支給額も、持続化給付金と比べると、個人事業主は半額の五十万だということです。そもそも、月次支援金が給付されていない方々が今も残されたままというふうになっています。

そこでお聞きするんですが、この持続化給付金と一時支援金の実績、月次支援金の現在の給付の実績、どうなっているでしょうか。

○政府参考人（飯田健太君） お答え申し上げます。

持続化給付金でございますけれども、約四百四十一万件的申請に対して四百二十四万件、約五・五兆円をお届けしてまいりました。

続きまして、一時支援金につきましては、約五十七万件的申請に対しまして約五十五万件、約二千二百二十一億円をお届けしてまいりました。

月次支援金でございます。二月の二十七日時点で約二百四十九万件的申請に対しまして約二百三十四万件、約三千四十一億円をお届けしてござ

す。

○岩渕友君 続けて聞きますけど、そのうち、取下げ、審査中、不支給の件数はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人（飯田健太君） お答え申し上げます。

まず持続化給付金でございますけれども、申請のうち不給付決定は約七万件でございます。申請取下げにつきましては約十万件となっております。一時支援金でございますけれども、申請のうち不給付決定につきましては約一万件、申請の取下げにつきましては約一万件となっております。

月次支援金の申請のうち給付に至っていない件数の内訳につきましては、二月の二十七日時点で不給付決定約三万件、申請取下げ約十一万件、審査中約〇・二万件となっております。

なお、申請取下げ約十一万件でございますが、このうちの約七万件は、申請方法を変更して再申請するための技術的な取下げとなっておりますというところでございます。

○岩渕友君 今、技術的取下げがあるということでしたけど、これ七万件ということで、この七万件は、その後再申請されていて給付をされているのか、確認をします。

○政府参考人（飯田健太君） お答え申し上げます。

七万件については、再申請のためのものがございますので、申請はされております。その後、その給付に至ったかどうかということにつきましては、個別にちよつと追っておりますので、申請されたものもあると思いますし、あつ、給付されたものもあると思いますし、給付されていないものもあると思います。

○岩渕友君 これ、ちゃんと給付されているかどうかを確認する必要がありますでしょうか。

○政府参考人（飯田健太君） お答えいたします。

月次支援金、二月二十七日時点で約二百四十九万件的申請がございます。迅速簡易に申請いただいて、給付も迅速ということをやっております。個別の申請をフォローすることとは現在まだできておりませんが、機会がありまして、しっかり事業が終わって総括する際には考えてまいります。

○岩渕友君 一人残らずやるということ、そこまでやってきているわけじゃないですか。だから、その観点から言えば、ちゃんと確認する必要がありますと思うんですよ。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 今政府参考人が答弁したとおりでございますが、事業を継続中ということもありますので、しかしながら、できるだけ早く結果については明らかにできるようにしたいと思っております。

○岩渕友君 結果について明らかにするということがただじゃなくて、ちゃんと給付して届くようにするという、そのことが必要だということに思っておりますよ。これ、ちゃんと確認をするということを求めます。

取下げは、そうはいつでも四万件あるわけですが、建設業の方から、月次支援金の支給途中で突然廃業をしているのに申請をしているんじゃないかというふうに疑われて、廃業していないのは分かったんだけど、材料を仕入れている証拠を出せというふうに言われて何度もやり取り繰り返した。で、あんな思えるくらいだったら、事業復活支援金申請しないという声が寄せられたんですね。これだけの申請取下げあるということは、この方のように、やり取りが続く中で追い詰められるとか、申請取り下げた方がいいと諦めさせられているという方たちがいるってことだと思いませんね。

取下げの理由について、大臣はどのように認識していますか。

○国務大臣（萩生田光一君） 申請者の申請状況は様々であり、取下げの理由について一概に申し上げることは困難であります。例えば、審査の過程で自らが給付対象でないことを御認識した場合ですとか、申請時に帳簿書類などの書類の保存や追加提出に同意をいただいていたものの、保存

しておくべき書類を実際には用意していなかったため、事務局から提出を求められた際に対応できなかったなどの理由により取り下げられているものと認識しております。

委員御指摘のとおり、手続がですね、初めて経験される方も大勢いらっしゃると思いますので、慣れていない方もいらっしゃると思いますので、申請者の迅速な不備解消や給付につなげられるように様々な改善を行ってきたところです。

○岩渕友君 対象になつていない人がちゃんと申請できる、取り下げる必要ないようにするってことがやっぱり重要だというふうに思うんですね。不正を防止するためだということで、この間、審査が厳格になってきました。だからいろいろなことがあるわけですけども、その不正をしようというような人が、じゃ、何十回も申請するかといえ、そんなことないと思うんですよ。この対象になる事業者が申請を諦めるようなことがあつてはならないというふうに思うんですけども、大臣の認識はいかがでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） したがって、様々な口頭での相談のスキームをつくったりして、基本的にはできる限り給付、救済をしていくということを前提に丁寧な対応をしているところです。○岩渕友君 できる限りということでしたけれども、月次支援金で審査中の方たちが残されている

ということも問題だと思うんですね。で、もう何か月も支援金支給されていないということになるわけですよ。で、減収になってきている事業者にはちゃんと支給されるようにするためにはどうすればいいのかということ、先ほど、今審査中の方が二千件だという話でしたけれども、もうここまで来ているんだしたら、一件一件実態見てほしいと思うんですね。けれども、じゃ、実態としては中小企業庁も今もうパンク状態になっていると。コールセンターなどでも、マニュアルがあるだけで対応できていない状況だと。

中小企業庁の体制やコールセンターや審査業務の体制、これ強化させるべきではないでしょうか。大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 月次支援金の事務局につきましては、その人員体制を強化をして対応していますので、御指摘のようなバンクという状況ではないと思います。

もちろん、先生のお立場からすれば、相談をされた方など、気の毒で何とかしてさしあげたい、これ我々も同じなんです。したがって、ほかの人が用意したものと同じ書類を出してくださいと言ってもなかなか出せない方がいらっしゃる実態もあることは御理解いただきたいと思うんです。

それで、だからといって、もう断るんじゃないかと、逆なんです、何とかその支給につなげたい

ということ、こういう証明はできないか、こういうものは用意できないかということ、非常に丁寧にやっているとは私は思っておりますので、是非御理解をいただきたいと思えます。

○岩渕友君 代わりの書類で代替できないかということ、そういった相談もいろいろしているし、中小企業庁の皆さんにも非常にいろいろ丁寧に対応してもらっている面あると思つていらっしゃるんですよ、だからこそ、皆さんの大変さを見てみると、やっぱり体制強化する必要があるということなんです。しかも、最後の一人まで届け切ることが大事なわけで、そこにはやっぱり大臣の姿勢が問われるということだと思つてます。支給されるべき人が支給されないということになれば、これ経産省の信頼にも関わることになりますよね。体制を是非とも拡充してほしいということです。

事業復活支援金の申請始まっていますけれども、お弁当屋さんをやっている方から、申請したら不備になったと、いつ申請通るのか分からずにとつてもストレス抱えていると、窓口で言われたとおりにやってもうまくいかずに、言われることもころころ変わるから何とかしてほしいんだという声、寄せられているんですね。

大臣、このままだと、その事業復活支援金でも不備ループでいつまでも支給されないとか申請諦めるという方が出かねないと思うんですね。そんな

なことがあってはならないと思うんですけども、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣（萩生田光一君） 事業復活支援金につきましては、体制を強化をして対応しています。そして、必要な書類を提出していただければ、先生おっしゃるように、支給されるべき人に対してはしっかりと最後まで支給していく、これ大事なことです。

それで、月次支援金の中には、何が不備なのか分からない、クイズみたいなやり取りをしていたわけですね。これはある意味不親切な話なので、こういう書類が足りないんですと、これを出してくださいということを確認に言っていますし、また、類似のものについてはどんどんホームページで追加をして、QアンドAを示して皆さんの参考にならせていただいておりますので、そのお弁当屋さんも何が足りなかったのか確認していただいて、是非申請を続けてほしいと思います。

○岩渕友君 事業復活支援金、更なる拡充を行うって、どんどん活用してもらって営業を守ることが必要ですので、その拡充も求めて、質問を終わります。

○委員長（山本順三君） 以上で岩渕友さんの質疑は終了いたしました。（拍手）

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会